

令和３年第４回定例会
赤井川村議会会議録
第１日（令和３年１２月１６日）

◎議事日程（第１日）

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 会期の決定

第 ３ 諸般の報告

第 ４ 決算特別委員会 認定第１号 令和２年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定に
委員長報告 について

第 ５ 認定第２号 令和２年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について

第 ６ 認定第３号 令和２年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について

第 ７ 認定第４号 令和２年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

第 ８ 認定第５号 令和２年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第 ９ 認定第６号 令和２年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第１０ 議案第５２号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度赤井川村
一般会計補正予算（第１０号））

第１１ 議案第５３号 赤井川村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例案につ
いて

第１２ 議案第５４号 令和３年度赤井川村一般会計補正予算（第１１号）

第１３ 議案第５５号 令和３年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第１４ 議案第５６号 令和３年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第
２号）

第１５ 議案第５７号 令和３年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

第１６ 議案第５８号 令和３年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第１号）
全員で構成する予算特別委員会の設置

第１７ 議案第５９号 落合ダム親水広場の指定管理者の指定について

第１８ 同意案第３号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて

第１９ 一般質問

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書につ
いて

◎出席議員（８名）

1 番	連	茂 君	2 番	曾 根 敏 明 君
3 番	辻	康 君	4 番	能 登 ゆ う 君
5 番	湯 澤 幸 敏 君	6 番	川 人 孝 則 君	
7 番	山 口 芳 之 君	8 番	岩 井 英 明 君	

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

村 長	馬 場 希 君
副 村 長	大 石 和 朗 君
会 計 管 理 者	小 畑 信 幸 君
総 務 課 長	高 松 重 和 君
保 健 福 祉 課 長	藤 田 俊 幸 君
介 護 保 険 課 長	神 信 弘 君
産 業 課 長	秋 元 千 春 君
建 設 課 長	今 城 豪 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君
教育委員会次長	谷 早 苗 君
代表監査委員	大 西 敏 典 君

◎議会事務局

事 務 局 長	瀬 戸 雅 哉 君
書 記	伊 藤 秋 恵 君

(午前 10 時 03 分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 8 名です。
定足数に達しておりますので、令和 3 年第 4 回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案 8 件、同意案 1 件であります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 7 番、山口芳之君及び 1 番、連茂君を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 2 日間といたしたい
と思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 12 月 17 日までの 2 日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおり
でありますので、ご了承願いたいと思います。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第 3、諸般の報告をさせていただきたいと思いの
で、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。
第 1 に、本日は地方自治法第 121 条の規定により、1 ページの報告書のとおり、説明員の
出席を求めているので、報告いたします。
第 2 に、地方自治法第 235 条の 2 の規定により、監査委員より令和 3 年 11 月分の例月出納
検査結果報告書の提出がありますので、2 ページとして配付いたしております。
第 3 に、去る 11 月 26 日に第 65 回町村議会議長全国大会及び第 46 回豪雪地帯町村議会議長
全国大会がそれぞれ開催され、3 ページから 8 ページに配付いたしておりますように決議
がなされましたので、報告申し上げます。
続きまして、村長より行政報告を行います。
村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） 改めましておはようございます。行政報告を2点報告させていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。まず、1点目は、ふるさと納税の状況についてでございます。資料を読み上げながらご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症という特殊な環境下であるものの、全国各地から多くのふるさと納税、寄附金が寄せられておりますので、令和3年11月末現在の状況についてご報告いたします。また、本年11月5日よりふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、地域の実情をお伝えして、そのプロジェクトに共感いただいた方から寄附を募るガバメントクラウドファンディングにも取り組んでおります。

まず、1として、ふるさと納税の申込み状況でございます。本年4月から11月末時点での申込み状況は、2億円を超える状況となっており、前年度比100%の状況で推移しております。下のグラフのとおりでございます。

2として、ふるさと納税受入れ実績の推移でございます。平成28年度よりポータルサイトを活用したふるさと納税の募集を展開し、平成28年度実績5,738万円から令和2年度実績3億5,040万円と6倍に拡大しています。全国的なふるさと納税制度の認知度向上をはじめ、地域特産品であるお礼の品に対する魅力、村という小さな自治体を応援しようとする心理など様々な要因があると推測しています。また、今年度より新たな寄附者層の獲得に向けて6月よりANAの、全日空です、ANAのふるさと納税にも掲載を開始しております。

2ページ目をお開きください。ふるさと納税の使途意向ということで、令和3年4月から11月末時点の申込み件数比率による寄附金使途の意向は次のとおりとなっております。寄附してくれた方々がどういうところに使ってほしいかという部分です。グラフのとおり、子育て環境への支援というのが48%で大体半分ぐらいの状況になっています。そのほか、美しい村づくりへの支援ということで25%、新規就農者育成への支援ということで20%ということで、ここで大体80から90%ぐらいという状況となっております。下の米印、ガバメントクラウドファンディング分として、11月末現在寄附申込数として77件、109万5,000円となっております。

4番目でございます。お礼の品の状況です。令和2年12月から令和3年11月までの希望するお礼の品の状況については、次のとおりとなっておりますということで、下記の表のようになっています。

5として、ふるさと納税継続率でございます。昨年ふるさと納税を行い、本年も継続して赤井川村へふるさと納税を行った寄附者は、寄附者全体の22%近くとなっており、寄附継続率は高い状態で推移しています。引き続きふるさと納税現地交流会をはじめとする各種交流活動やコロナ禍の中、開催されているオンラインイベントへの出場など効果的なPR活動に取り組むこととしておりますということで、続けてきておりますふるさと納税については以上のような状況になっており、昨年の巣籠もり需要で3億5,000万ということが

ありましたので、今年は少し少なくなるかなというふうに懸念はしていたのですが、幸いにして今現在は去年と大体同じぐらいということで、11月、12月が一番の寄附していただける方々の寄附のピークになるので、この12月でどのぐらいの推移になるかなというのを注視しながら、今後においてもふるさと納税、大事に活動を進めていきたいというふうに考えてございます。

続いて、3ページ目をお開きください。令和3年9月1日以降工事等発注状況についてでございます。10月6日の赤井川村保養センター目隠し壁復旧工事から一番下の11月26日、地域公共交通バス車両購入事業までの15件の発注等の状況でございますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

以上、2件について行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4ないし日程第9 決算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7、日程第8及び日程第9、決算特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（川人孝則君） 決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された認定第1号 令和2年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第5号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第6号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、認定すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へ。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和2年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第1号 令和2年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第2号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、認定第3号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第4号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第5号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第6号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第52号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第52号の説明をさせていただきます。

議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年12月16日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応事業の増額及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業の新規予算計上のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月1日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第10号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ871万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,871万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月1日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をおめくりいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に871万6,000円を追加し、3億2,774万9,000円に、これは2項の国庫補助金の増でございます。

歳入合計、既定額に871万6,000円を追加し、28億5,871万2,000円となります。

次に、3ページ目です。歳出、3款民生費、既定額に2,191万6,000円を追加し、3億8,317万2,000円に、これは1項社会福祉費で1,320万円、2項で871万6,000円の増額となります。

5款農林水産業費、既定額に250万円を追加し、1億3,317万2,000円に、これは1項農業費の増額でございます。

11款予備費、既定額から1,570万円を減じ、1,611万円に。

歳出合計といたしましては、歳入と同額の既定額に871万6,000円を追加し、28億5,871万2,000円となります。

続いて、6ページ目をお開きください。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、既定額に871万6,000円を追加し、2,458万7,000円に、内訳は国が18歳以下に支給を決定した子育て世帯臨時特別給付金給付事業の給付に係る補助金の新設による増でございます。

続いて、7ページです。3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に1,320万円を追加し、1億3,992万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応事業として原油高騰対策支援事業及びその事務に係る需用費と役務費を新規計上しております。こちらにつきましては、既に住民の方々へ申請書を送付し、現在申請を受け付けております。年内には3回の支出ができるよう事務を取り進めております。なお、このうち非課税世帯分については特別交付税、課税世帯分については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となります。なお、1回目の支払いにつきましては、本日行う予定でございます。議会の皆様のご理解をいただき、速やかな事務執行ができていくことについて感謝を申し上げます。

同じく7ページ中段から8ページにかけてです。3款2項児童福祉費、6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費871万6,000円を新規計上するものでございます。内訳は、歳入

で説明した子育て世帯臨時特別給付金給付事業の給付金及びそれに附随する事務費、時間外勤務手当や消耗品費、郵便料、口座振替手数料を新規計上するものでございます。この全てが国庫補助の対象となり、今回につきましては1人5万円の計上をさせていただきまして、1回目の支払いを本日举行予定となっております。ちなみに、これは全道で一番早い支給となるそうです。議会の皆様のご理解をいただきまして、速やかな事務執行ができていくことについて感謝を申し上げます。なお、2回目の支出方法等につきましては、今回同様現金での給付を行いたいと考えております。また、非課税世帯や生活困窮世帯に対する助成も国から行うとの報道もありますので、両方とも正式な通知が届き次第速やかに事務を取り進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、9ページです。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額に250万円を追加し、4,291万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、農業共済収入保険加入助成金の新設によるものでございます。こちら新型コロナウイルス感染症対応事業として来年度の農業所得安定化を目的とし、農業共済収入保険の加入助成を行うものでございます。

続いて、10ページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から1,570万円を減じ、1,611万円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては11月補正後に議会でご協議をさせていただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加事業のうち早急な対応が必要な案件と子育て世帯臨時特別給付金給付事業に対応するための増減でございます。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 7ページの原油高騰対策支援助成金についてです。議会の協議会で案が示されたときには、対象者として所得制限960万円というご説明ありました。ただ、今回添付された臨時交付金の事業執行状況等の資料、中身見ますと、年収が960万以下の世帯と変わっております。住民への周知についてもこういう書き方されておりますが、何か対象の要件変わられたかどうか、その変化についてお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 前回お示しをした資料の中で所得制限という言葉が書かれていたと思います。一般的に収入制限という言い方ってあまりしないと思いますので、所得制限という言葉を書かせていただきましたけれども、説明では収入960万というご説明をさせていただいてご理解をいただいたというふうに考えております。今回記載するに当たりまして、同じような様式の資料がついているかと思いますが、そちらのほうでは年収960万円というふうに書かせていただきました。前回説明したとおり、今回のコロナの給付

金を使うに当たって全戸に当たるとかいう部分というのは国がなかなか認めていただけないという部分もあったので、ある程度の制限が必要であろうと。今回収入の中で一線を引かせていただいたという部分に関して、金額に関しては子育て支援金のほうが今回収入において960万円という線引きがあったので、前回も説明させていただいたと思いますが、それに合わせさせていただきたいというお話をさせていただいたというふうに考えております。前回資料において分かりづらい部分があったということに関しては、おわび申し上げます。今回に関しては、きちんと訂正をさせていただきましたし、それぞれに発送した説明、住民のほうに出させていただいた文書、それから申請書に記載されている部分に関しましては収入で960万というふうに記載をさせて、要綱においてもそのように書かせていただいております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 協議会の際に960万という額について村民の方で対象になる方、対象になって当たらなくなる方はほとんどいらっしやらないという言葉もあったかと思います。ただ、例えば農家でいえば、売上げで普通に960万という線引きされてしまうと結構な方が対象になってしまう、当たらなくなってしまうのではないかなと思います。そこがすごく不自然に思います。また、所得制限という、あと年収という言葉がすごく曖昧に使われていたと思うのですけれども、口頭で年収というご説明があったかどうか私は覚えていませんけれども、資料で所得制限960万と書いている、そして子育て支援金に合わせたということですから、となると児童手当の所得制限の考え方は、960万というのはあくまで扶養人数3人のモデル世帯のケースです。実際の収入の基準というのは、扶養人数、子供の数とかで変わってきますから、あくまでも標準的な例としての960万、しかも自営業の方に関しては収入から必要経費を差し引いた額、確定申告の総所得金額ということで児童手当のほうは設計されているかと思います。そうすると、960万という額だけで給与所得者も事業収入を得ている方も一緒くたにしてしまうのはかなり乱暴であるかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 前回協議会の中でご説明をさせていただいた部分で、先ほど言ったとおり一定の線引きをしなければならないという部分が1つありました。それから、早急に対応させていただきたいという部分が1つあったと思います。その部分の中でどこかに根拠を求めなければならないという部分の中で、国のほうから子育て支援金の中で960万という部分が、収入で960万という一定の線引きがあったということを受けまして、村としてはそこに根拠を求めた形になります。前回も先ほどお話ししたとおりそれに準じますという話で、私のほうからも収入でという話をさせていただいたという記憶は私もございますので、そのように説明をさせていただいてご了解いただいたというふうに思っておりますので、それで制度設計をさせていただいたということでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 収入でと口頭で説明されたとおっしゃいますけれども、だとしたらなぜこのときに、資料見られていますよね。所得制限だと、かなり内容が違ってきてしまうと思うのです。なぜそのとき訂正されなかったのかと思います。また、国からの支援金、根拠を求めたとおっしゃりますけれども、国の制度に根拠を求めるのであったら、給与所得者と事業収入の方とごっちゃにして960万という額だけを持つてくるのは、そこも乱暴だと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 先ほどご説明したとおり、960万の根拠、所得制限という形ではなくて、要するに一定の制限を設けますよという言葉の中で所得制限という言葉に記載をさせていただきました。ただ、その部分について誤解があれば訂正をさせていただきたいと思います。今回の資料に関して改めて作成するに当たって、年収960万という部分で修正をさせていただいております。

○議長（岩井英明君） ちょっと待ってください、4回目になるので。だけれども、重要な問題だから、これちょっと、川人議員に質問許しますけれども、4回目の質問はちょっと待ってください、今対応を考えますので。

川人議員。

○6番（川人孝則君） 今の問題ですが、所得制限で960万、年収960万というのは単純に青色申告している人方でもどこで見えるのかと。農業で青色している場合、農業総生産収入、それとも確定した最後の金額がそれになるのか、そこいら辺どこで見てこの960万を判断するのかをお聞きしたいのですが。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） あくまでも農業収入として出てきた部分、もちろんほかの収入があれば別ですけども、それ合わせた総収入という意味でなくてですか。

○議長（岩井英明君） 川人議員。

○6番（川人孝則君） すみません。ちょっと聞き方が悪かったです。農業生産収入1,000万と出ます。そして、農業収入というのがまた別に出てくるのです。差引き計算したその農業収入プラス我々がまたほかのアルバイトしていればアルバイトのが足さざる、農業収入と農業総生産収入とちょっとこれ違うのです。農業収入というのはあると思うのです、別に。だから、農業総生産収入なのか、あくまでもそこで判断するのかということだけ確認なのですけれども。

○議長（岩井英明君） 答弁できますか。

○副村長（大石和朗君） 私のほうで細かく農業収入、農業総生産収入という言葉の使い方がよく分かっていないのですけれども、先ほど言われたとおり農業としての収入、それからそれ以外の収入があれば、それを合算した部分の合わせた収入という考え方でございます。

○議長（岩井英明君） 休憩します、若干。

午前１０時３４分 休憩

午前１０時５９分 再開

○議長（岩井英明君） 再開いたします。

改めて理事者のほうから提案の趣旨説明を再度していただきたいと思います。

副村長。

○副村長（大石和朗君） 先ほどもご説明しましたが、村としては今回燃油高騰対策ということで光熱費に対する助成を行いたいということから、国が非課税世帯に対しての助成を行うという部分があったので、それ以外の部分に対して、課税者に対して何らかの助成ができないかということで今回コロナの地方創生交付金を使わせていただいて事業を行うという形にさせていただきました。その事業設計をするに当たって一定の制限が必要、先ほど言ったとおり国のほうから全部の世帯にばらまくような形という部分は認められないというのもあったものですから、一定の制限が必要であろうというふうに考えました。今回どこにその根拠を求めようかと考えたときに、子育て支援事業の部分に関して年収で960万という部分の線引きが示されていた部分があったものですから、今回その制度に合わせさせていただいて制度設計をさせていただいたという形になります。議会協議会の中でご説明をさせていただいた際に資料には、言葉選びが正しくないと言われればそれだけかもしれませんが、一定の制限を設けさせていただくという部分で先ほどもお話ししましたけれども、収入制限というのがあまり一般的な言葉ではないものですから、所得制限という言葉を使わせていただきました。資料には、そういうふうに記載させていただきました。ただ、説明の中で私のほうからは収入という部分もご説明をさせていただいたというふうに思っておりますし、それでご理解をいただいたというふうに思ったものですから、こちらのほうで専決処分をさせていただいた中で要綱を作成し、住民にそれぞれ送付、それから申請を受け付け、本日第１回目の支給という手順になっているというところでございます。

○議長（岩井英明君） ただいま理事者のほうから再度この案件についての説明をいただいたところでございます。質疑も先ほどいただいたところでございますけれども、質疑、討論、ここで終結して採決したいと思いますが、よろしいですか。

川人議員。

○６番（川人孝則君） 説明は分かりました。自分らの収入の解釈と理事者側の収入の解釈も若干ずれがあって、協議会のときに我々も自分の収入の判断をもって専決処分に臨んだわけでありますので、今回に関してはそういう自分の落ち度もありますので、収入の判断どこですかということを確認できなかったということは我々議員のほうもあるので、今回の専決処分の案件に関しては賛成しますが、後ほどまたこの話についてどの収入が一番正しいのか、いいのかということをはっきり話合いで理解していきたいと思いますので、

そこいら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 討論でよろしいですか。

○議長（岩井英明君） 討論でもいいです。討論許します。

○4番（能登ゆう君） 私は、反対の立場から討論いたします。

先ほど来長くお話あったので、詳細については省きますが、やはり一律で金額で事業収入得ている方、また給与所得得ている方、そういうのを全部その額でくくってしまうというのはかなり乱暴ですし、国の制度、そこから根拠を求めるのであれば、きちんと中身見た上で、精査した上でやはり導入してほしい、安易にその額だけ取ってくるというのはとても乱暴だと思います。その点についてやはり受け入れ難いと考えますので、反対いたします。

○議長（岩井英明君） 賛成討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） これで討論を終わります。

○議長（岩井英明君） これより議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第52号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立6名、多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第53号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第53号 赤井川村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第53号について説明させていただきます。

議案第53号 赤井川村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例案について。

赤井川村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月16日、赤井川村長。

理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じている村内中小企業者の経営の安定等を目的に、融資に係る利子補給に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、この条例を制定しようとするものでございます。

この基金条例制定に当たりましては、今年度国費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、村内中小企業者へのコロナ感染症対策として政府系金融機関からの特定融資に対します利子補給を目的に今年度から3か年、令和5年度までの利子補給金相当額を本条例基金に積み立ていたしたく設置しようとするものでございます。

なお、予定しております利子補給金事業に関しましては、別途交付要綱を制定し、毎年度利子補給金相当額をこの基金より一般会計に繰入れして事業執行するよう取り進める予定でございます。

以上で条例制定案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

川人議員。

○6番（川人孝則君） 基金のことはよろしいのですが、大体この基金を幾らぐらい積んで、3年度というあればありました、これを使っていきたいと。分かりますけれども、基金を積む以上、基金と名のつくもので上限が定められていない、あくまでも基金、どのぐらいの積立てをやろうとしているのか、そこいら辺詳しくお願いしたいのですが。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 基金の積立て予定額につきましては、3年間で138万円を予定しております。現在対象にしている資金につきましては、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金という資金を予定しております、この基金に設置する金額につきましては今現在12件を対象に予定しております、今現在の状況で3年間で138万円ということで一応後ほどの補正予算のほうにも組みさせていただいております。

それで、利子補給の上限につきましては、年間5万円を上限という形で今検討しているところでございます。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで討論ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 赤井川村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第53号 赤井川村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第54号ないし日程第16 議案第58号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第54号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

この際、日程第12、議案第54号から日程第16、議案第58号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第54号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）、日程第13、議案第55号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第56号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第57号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第16、議案第58号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求める前に10分休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、提案させていただいた5会計について補正予算について説明をさせていただきます。

まずは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第11号）でございます。1ページ目をお開きください。議案第54号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,755万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月16日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございま

す。12款分担金及び負担金、既定額に4万2,000円を追加し、155万円に、1項負担金の増額でございます。

14款国庫支出金、既定額に92万5,000円を増額し、3億2,867万4,000円に、1項国庫負担金で13万5,000円の増、2項国庫補助金で79万円の増でございます。

15款道支出金、既定額から43万4,000円を減額し、6,692万2,000円に、2項道補助金で37万2,000円の減、3項委託金で6万2,000円の減でございます。

18款繰入金、既定額に48万5,000円を増額し、876万4,000円に、2項基金繰入金の増額でございます。

20款諸収入、既定額に2万9,000円を追加し、1億6,601万1,000円にしようとするものでございます。4項の雑入の増でございます。

21款村債、既定額から220万円を減額し、2億4,592万7,000円にしようとするものでございます。1項村債の減額でございます。

歳入合計、既定額から115万3,000円を減額し、28億5,755万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページに入ります。歳出、1款議会費、既定額から24万8,000円を減額し、4,902万1,000円にしようとするものでございます。1項議会費の減額です。

2款総務費、既定額から554万5,000円を減額し、7億7,364万3,000円に、1項総務管理費で549万8,000円の減額、2項徴税費でプラス・マイナス・ゼロで補正前同額の1,135万1,000円に、5項統計調査費、既定額から4万7,000円を減額し、24万円にしようとするものでございます。

3款民生費、既定額に319万4,000円を増額し、3億8,636万6,000円に、1項社会福祉費で278万9,000円の増額、2項児童福祉費で40万5,000円の増額でございます。

4款衛生費、既定額に409万2,000円を増額し、2億7,164万4,000円に、1項保健衛生費の増額でございます。

5款農林水産業費、既定額に136万2,000円を増額し、1億3,453万4,000円に、1項農業費で121万4,000円の増、2項の林業費で14万8,000円の増額でございます。

6款商工費、既定額から559万6,000円を減額し、1億2,126万円に、1項商工費の減額でございます。

7款土木費、既定額に360万円を増額し、4億6,746万4,000円に、1項土木管理費で8万9,000円の減額、2項道路橋梁費で39万3,000円の減額、次ページに入ります。3項河川費で85万8,000円の減額、4項住宅費で494万円の増額でございます。

8款消防費、既定額に92万2,000円を増額し、1億7,337万2,000円に、1項消防費の増額でございます。

9款教育費、既定額に31万4,000円を追加し、2億1,903万8,000円に、1項教育総務費164万8,000円の減額、2項小学校費150万5,000円の増額、3項中学校費106万8,000円の増額、4項社会教育費80万8,000円の減額、5項保健体育費19万7,000円の増額でございます。

10款公債費、既定額から161万8,000円を減額し、2億4,673万7,000円に、1項公債費の減額でございます。

11款予備費、既定額から163万円を減額し、1,448万円に、1項予備費の減額でございます。

歳出合計、既定額から115万3,000円を減額し、歳入同額の28億5,755万9,000円とするものでございます。

続いて、5ページ目、第2表、地方債補正でございます。実績に基づく借入額の変更でございます。起債の方法、利率、償還の方法については補正前、補正後は変更がございませんので、それぞれの対象起債事業の変更部分のみご説明をさせていただきます。まずは、上段の過疎対策事業債のうち地域公共交通バス購入事業につきまして、補正前が1,200万円が補正後は180万円減額の1,020万円でございます。過疎対策事業債合計、補正前が1億670万円に対しまして補正後は1億490万円、180万円の減額でございます。続きまして、緊急浚渫推進事業債でございます。池田川河川整備工事につきましては、補正前が980万、補正後は10万円減額の970万円、滝の川河川整備工事につきましては補正前が250万、補正後はマイナス20万の230万、富田川河川整備工事は補正前が320万、補正後がマイナス10万の310万円でございます。合計で、補正前が1,550万に対しまして補正後は40万減の1,510万円でございます。下段です。緊急自然災害防止対策事業債でございます。池田川護岸復旧工事につきましては、補正前280万が補正後30万減の250万、滝の川護岸復旧工事につきましては補正前が220万に対しまして補正後が10万円減の210万円、計で補正前が500万円に対しまして補正後は40万円減の460万円となっております。次ページに入ります。続きまして、公共施設等適正管理推進事業債でございます。2項目めの日の出用水路補修事業でございますけれども、補正前はゼロ、補正後は30万円、旭丘用水路補修事業につきましては補正前ゼロ、補正後10万円ということで、補正前が合計310万円に対しまして補正後40万円増の350万円。合計で、補正前2億4,812万7,000円を補正後は2億4,592万7,000円、220万円の減ということで変更を提案させていただきます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る執行残整理及び新規事業予算の計上、併せて各課等の工事及び事業の執行残整理に伴う予算増減が主の要因でございます。

一般会計については、以上で説明を終了させていただきます。なお、資料として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業執行状況等についてというものと令和3年度予算、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金予算計上状況、1枚物です。2つ予算資料を添付しておりますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

続きまして、令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページ目をお開きください。議案第55号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和３年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,279万7,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年12月16日提出、赤井川村長。

では、２ページ目をお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、４款繰入金、既定額から2,000円を減じ、1,921万9,000円に、１項他会計繰入金の減額でございます。

歳入合計、既定額から2,000円を減額し、4,279万7,000円にしようとするものでございます。

続いて、３ページに入ります。歳出、１款総務費、既定額から2,000円を減額し、4,209万円に、１項総務管理費の減額でございます。

歳出合計、既定額から2,000円を減じ、歳入同額の4,279万7,000円にしようとするものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算書の説明とさせていただきます。

続いて、令和３年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第２号）の説明をさせていただきます。１ページをお開きください。議案第56号 令和３年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）。

令和３年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,990万3,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年12月16日提出、赤井川村長。

２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１款サービス収入、既定額から161万6,000円を減額し、1,030万3,000円に、１項介護給付費収入で103万円の減額、２項介護予防・日常生活支援総合事業費収入で50万3,000円の減、３項自己負担金収入で8万3,000円の減でございます。

２款繰入金、既定額に251万9,000円を追加し、3,889万6,000円に、１項一般会計繰入金の増額でございます。

４款諸収入、既定額から15万2,000円を減額し、70万3,000円に、１項雑入の減でございます。

歳入合計、既定額に75万1,000円を追加し、4,990万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、3 ページ、歳出、1 款総務費、既定額から 4 万 3,000 円を減じ、4,441 万円に、1 項施設管理費の減額でございます。

2 款事業費、既定額に 79 万 4,000 円を増額し、539 万 3,000 円に、1 項サービス事業費の増額でございます。

歳出合計、既定額に 75 万 1,000 円を追加し、4,990 万 3,000 円にしようとするものでございます。

以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算書の説明にさせていただきます。

続いて、令和 3 年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第 2 号）でございます。

1 ページをお開きください。議案第 57 号 令和 3 年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 450 万 3,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 16 日提出、赤井川村長。

2 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、2 款繰入金、既定額に 600 万 4,000 円を増額し、3,432 万 1,000 円に、1 項一般会計繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に 600 万 4,000 円を追加し、1 億 450 万 3,000 円にしようとするものでございます。

続いて、次ページ、歳出でございます。1 款総務費、既定額から 1 万 6,000 円を減額し、875 万 9,000 円に、1 項総務管理費の減額です。

2 款営繕費、既定額に 600 万 5,000 円を増額し、8,221 万 2,000 円に、1 項営繕費の増額でございます。

3 款公債費、既定額に 1 万 5,000 円を増額し、1,343 万 2,000 円に、1 項公債費の増額でございます。

歳出合計、既定額に 600 万 4,000 円を増額し、歳入同額の 1 億 450 万 3,000 円にしようとするものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算書の説明とさせていただきます。

続いて、最後になります。令和 3 年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第 1 号）でございます。1 ページ目をお開きください。議案第 58 号 令和 3 年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,000 円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,299万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額から8,000円を減額し、5,229万円に、1項一般会計繰入金の減額でございます。

歳入合計、既定額から8,000円を減額し、7,299万6,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額から1万6,000円を減じ、477万2,000円に、1項総務管理費の減額でございます。

3款公債費、既定額に8,000円を増額し、2,085万5,000円に、1項の公債費の増額でございます。

歳出合計、既定額から8,000円を減じ、歳入同額の7,299万6,000円でございます。

一般会計ほかにつきましては、副村長及び各担当課長より詳細の説明をさせますので、以上5会計についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和3年度一般会計補正予算（第11号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の9ページ目をお開きください。2、歳入、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額に4万2,000円を追加し、155万円にしようとするものでございます。これは、生きがいデイサービス事業の利用者増に伴う食事負担金の増額でございます。

続いて、10ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に13万5,000円を追加し、5,257万1,000円に、これは児童手当国庫負担金の額の増額によるものでございます。

同じく10ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に154万7,000円を追加し、1億951万7,000円に、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額によるものでございます。

同じく10ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額から75万7,000円を減じ、2,383万円に、内訳は地域生活支援事業国庫補助金の額の確定による減でございます。

続いて、11ページです。15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に6,000円を追加し、456万3,000円に、内訳は下刈り事業道補助金の額の確定による増でございます。

同じく11ページ中段、15款2項2目民生費道補助金、既定額から37万8,000円を減じ、175万7,000円に、内訳は地域生活支援事業道補助金の額の確定による減でございます。

同じく11ページ中段、15款3項委託金、2目諸統計委託金、既定額から4万4,000円を減じ、19万2,000円に、内訳は各種統計調査委託金の額の確定による減でございます。

同じく11ページ中段、15款3項3目土木費委託金、既定額から1万8,000円を減じ、87万2,000円に、内訳は余市川・赤井川樋門樋管管理委託料の額の確定による減でございます。

続いて、12ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、4目森林環境譲与税基金繰入金、既定額から1万5,000円を減じ、560万9,000円に、内訳はみやこ公園パークゴルフ場に設置したバイオトイレの工事費確定に伴う減でございます。

同じく12ページ中段、18款2項6目新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金、新規に50万円を計上するものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対策として新たに利子補給補助金の基金を創設し、そこから繰入れを行うものでございます。

続いて、13ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に2万9,000円を追加し、1億2,048万円にしようとするものでございます。内訳は、後志教育研修センター組合負担金の前年度の精算還付金の計上でございます。

続いて、14ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から180万円を減じ、1億490万円に、内訳は地方公共交通バス購入事業の契約完了に伴う減額でございます。

同じく14ページ中段、21款1項3目緊急浚渫推進事業債、既定額から40万円を減じ、1,510万円に、内訳は各河川整備工事の額の確定に伴う減額でございます。

同じく14ページ中段、21款1項4目緊急自然災害防止対策事業債、既定額から40万を減じ、460万円に、内訳は各河川の護岸復旧工事の額の確定に伴う減額でございます。

同じく14ページ中段、21款1項7目公共施設等適正管理推進事業債、既定額に40万円を追加し、350万円に、内訳は2か所の用水路補修について事業債の対象となったことによる新規計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

15ページ目をお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額から24万8,000円を減額し、4,902万1,000円にしようとするもので、主に特例条例の規定により議員期末手当を減少するものです。

次のページへ進みます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から250万3,000円を減額し、3億9,284万5,000円にしようとするもので、特例条例の規定による特別職期末手当をはじめ、人事異動等による職員人件費を減額するものです。13節使用料及

び賃借料につきましては、地域おこし協力隊員任用による活動用車両リース料の計上、17節備品購入費につきましてはさきにご決定いただきました地域公共交通バス購入に係る契約に基づき不用額173万1,000円を減額するものです。

続きまして、17ページに移ります。4目財産管理費、既定額から13万8,000円を減額し、707万6,000円にしようとするもので、12節委託料は公共施設等総合管理計画改訂業務委託料の執行残、14節工事請負費は村有林下刈り事業の執行残を減額するものです。

次に、8目企画費、既定額から170万7,000円を減額し、8,763万2,000円にしようとするものです。12節委託料につきましては、ホームページリニューアル業務委託契約に基づく執行残の減、13節使用料及び賃借料はホームページリニューアルに伴うレンタルサーバーの使用料を新たに2か月分として計上するものです。

次に、12目新型コロナウイルス感染症対応事業費、既定額から115万円を減額し、1,429万9,000円にしようとするもので、感染症予防継続持続化給付金事業の執行残を整理するものです。なお、同交付金事業につきましては、本年5月1日を基準日として626世帯に案内を行い、586世帯1,085人に対して給付金を支給して事業を終えておりますことを申し添えます。

下段から18ページ目へ移ります。2款2項徴税费、2目賦課徴収費、予算補正を行うものではなく、特定財源の内訳を変更するものとなっております。

次に、5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額から4万7,000円を減額し、24万円にしようとするもので、各種統計事業の終了に伴い事業費の精算を行うものです。

続きまして、34ページ目をお開きください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に90万6,000円を追加し、1億6,621万5,000円にしようとするものです。主な増減要因は、コロナ禍による北海道消防操法訓練大会の中止に伴う関係経費の減額、増加要因としましては新型コロナ感染症対応地方創生交付金を活用して自然災害の早期の状況確認や密接を回避する遭難救助活動を行うためにドローンを新たに購入するために計上するものでございます。

次に、2目災害対策費、既定額に1万6,000円を追加し、715万7,000円にしようとするもので、職員採用に伴い災害用作業服を購入するものです。

続きまして、39ページ目をお開きください。10款公債費、1項公債費、1目元金、既定額に55万2,000円を追加し、2億3,953万6,000円に、2目利子につきましては既定額から217万円を減額し、720万1,000円にしようとするもので、これら元金、利子につきましては平成22年借入れの臨時財政対策債の利率の見直しに伴い補正を行うものです。

続きまして、40ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から163万円を減額し、1,448万円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、41ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課所管歳出予算の説明とさせていただきます。ご審議方よろ

しくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

19ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に98万6,000円を追加し、1億4,091万2,000円にしようとするものです。内訳は、人件費のうち共済費について実績に基づきそれぞれ増減されるもののほか、障害者福祉費で必要と見込まれる経費を増額しようとするものです。主な内容としては、遠隔地の対象者に係る障害支援区分認定調査をその入所施設に委託する費用や移動支援事業の利用者増による必要見込額となっております。

続きまして、同ページ下段を御覧ください。3款1項2目老人福祉費、既定額に255万2,000円を追加し、5,547万5,000円にしようとするものです。内訳は、緊急通報システム電話架設が1件分追加となるもののほか、介護保険サービス事業特別会計繰出金を増額しようとするものとなっております。

次に、21ページをお開きいただきまして、中段から御覧ください。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に5万5,000円を追加し、3,024万9,000円にしようとするものです。内訳は、人件費のうち共済費について実績に基づきそれぞれ増減されるものとなっております。

3款2項3目保育所運営費、既定額に27万5,000円を追加し、2,209万4,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で光熱費や燃料費の価格高騰に伴い必要見込額を追加計上しようとするものです。

3款2項4目児童措置費、既定額に7万5,000円を追加し、1,370万5,000円にしようとするものです。内訳は、19節扶助費で実数に合わせて児童手当を増額しようとするものとなっております。

次に、22ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額から177万円を減額し、3,643万4,000円にしようとするものです。主な内訳は、職員1名の退職に伴う人件費の減額とふれあい健康まつりの中止に伴い不用となる補助金額の減及び余市協会病院救急医療に係る財政支援を今年度も実施することが北後志地域保健医療対策協議会で決定したことから、新たに救急医療体制維持補助金を計上しようとするものです。

続きまして、4款1項2目予防費、既定額に2万円を追加し、3,117万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で2万円を追加計上しようとするものとなっております。

次に、23ページを御覧ください。4款1項3目環境衛生費、既定額に418万2,000円を追加し、1億6,445万4,000円にしようとするものです。内訳は、価格高騰に伴う燃料費の増額、各種委託料、工事費の執行残を整理するもののほか、合併浄化槽設置補助金1件分の

追加計上及び簡水、下水特別会計へのそれぞれの繰出金を増減するものとなっております。

続いて、24ページをお開きください。4款1項4目診療所費、既定額に49万円を追加し、3,031万3,000円にしようとするものです。内訳は、価格高騰に伴う燃料費の増額のほか、経年劣化により修繕が必要となる部分について必要額を追加で計上するものとなっております。

最後に、4款1項5目健康支援センター費、既定額に117万円を追加し、927万円にしようとするものです。内訳は、価格高騰に伴う燃料費の増額見込み分を計上させていただいております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

20ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額から81万1,000円を減じて3,837万3,000円にしようとするものです。内訳は、1節、指定管理者候補者選定委員会委員報酬及び8節、選定委員費用弁償について第1回選定委員会を书面開催したことによるものと第2回、第3回の委員会の委員の報酬、費用弁償の受け取りを1名の方が辞退されたことにより減額しようとするものです。12節、介護認定調査委託料4,000円の増、18節、後志広域連合負担金、介護給付費分の負担金5万1,000円の増です。地域介護力創出支援事業補助金について10件分の計上としておりましたが、見込みにより8件分の64万円を減額しようとするものです。

21ページを御覧ください。3款1項7目地域支援事業費、既定額に6万2,000円を加えて4,226万5,000円にしようとするものです。内訳は、10節、シルバーハウジング生活援助員執務室兼入居者団らん室の電気料2万1,000円の増、12節、生きがいデイサービス給食サービス事業委託料を利用者が増えたことにより4万1,000円を増額しようとするものです。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

25ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額から135万9,000円を減額して405万4,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、今年度予定していました農業委員の視察研修やその他諸行事が諸般の事情により開催中止としたことから、8節旅費を減額しようとするものでございます。

続いて、中段になります。2目農業総務費、既定額に214万9,000円を追加して4,506万4,000円にしようとするものです。補正内容は、人事異動に伴う職員人件費の減額をしよう

とするものでございます。

続いて、25ページ下段から26ページです。3目農業振興費、既定額から38万2,000円を減額して3,079万7,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、18節、負担金補助、交付金につきまして細目2の農業振興対策費におきまして新規就農者関連の2つの事業の追加と執行残、合わせまして38万2,000円を減額しようとするものでございます。

続いて、26ページ中段になります。5目農地費、既定額から3万4,000円を減額して528万3,000円にしようとするものです。補正内容は、令和4年度採択予定で進めております道営畑地帯総合整備事業赤井川地区に係る計画樹立費の負担金の執行残を減額しようとするものでございます。

続いて、下段です。9目水利施設管理費、既定額に84万円を追加して1,896万3,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、落合ダム管理に係ります10節需用費の修繕費162万7,000円の追加、このほか12節委託料につきましてダム施設管理に係る委託業務につきまして執行残76万5,000円を減額しようとするものでございます。

続いて、27ページです。2項林業費、1目林業総務費、既定額に14万8,000円を追加して1,824万8,000円にしようとするものです。補正内容は、有害鳥獣駆除実施に当たりまして駆除用の大型箱わなの運搬、設置に係る経費について増額しようとするものでございます。

続いて、28ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から453万円を減額して2,238万6,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、細目1の人件費につきまして人事異動等に伴い職員人件費の減額をしようとするものでございます。また、細目3の新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、18節負担金補助及び交付金につきまして春先から募集しました2つの事業、事業継続持続化支援金、販路開拓サポート事業補助金の執行残、そしてまた新たな事業継続支援事業、それと商工業者への利子補給事業、2つの新規事業、合わせまして補助金280万円の減額、また利子補給事業に当たりましては令和3年度から3か年の対象融資の利子額相当額を新規基金に設置するよう取り進めたく、24節において基金積立金として138万円を新規計上しようとするものでございます。

続いて、29ページ中段になります。2目観光費、既定額に11万5,000円を追加して3,879万9,000円にしようとするものです。補正内容は、細目3の道の駅あかいがわ施設管理費、細目4の地域おこし協力隊活動費で道の駅の修繕費の増額及び道の駅で活動しておりました地域おこし協力隊員が11月をもって任期満了になったことに伴いまして活動費に関しての各節の減額、整理をしようとするものでございます。

続いて、29ページ下段から30ページになります。3目小公園管理費、既定額から118万1,000円を減額して4,172万5,000円にしようとするものです。補正内容は、みやこ公園の需用費で修繕費、消耗品費の増額、このほかは管理委託料、管理委託業務などの執行残の整理をしようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしく願いいた

します。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 建設課所管の一般会計補正予算について説明させていただきます。

31ページを御覧いただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から8万9,000円を減じて930万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、4節共済費で2万9,000円の減額、12節委託料で6万円の減額、これは記載のとおり執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額から20万4,000円を減じて1億3,111万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料で12万1,000円の減額、14節、工事費で8万3,000円の減額、これにつきましては記載のとおり執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項2目道路新設改良費、既定額から18万9,000円を減じて5,666万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、4節共済費で3万5,000円の減額、次のページに移りまして、12節委託料で15万4,000円の減額、これは記載のとおり執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、既定額から85万8,000円を減じて2,109万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で85万8,000円の減額、これにつきましては記載のとおり執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に494万円を加え、1億2,984万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、3節、職員手当で15万3,000円の減額、4節共済費で6万9,000円の減額、これにつきましては実績によるものでございます。10節需用費で250万円の増額、これにつきましては住宅修繕費の予算不足による増額でございます。14節工事請負費で266万2,000円の増額、これにつきましては村営中央団地の部分改修に新たに屋根の改修が認められたため増額して工事を行うものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算、歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の35ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額から164万8,000円を減額し、5,181万2,000円にしようとするものです。内訳は、特別職特例条例及び人事異動等による人件費の減額によるものです。

続いて、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に147万円を追加し、2,580万1,000

円にしようとするものです。内訳は、燃料費の増額と委託料の執行残を整理したものです。

36ページになります。続いて、9款2項2目教育振興費、既定額に3万5,000円を追加し、697万7,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川小学校の調理実習用オープンレンジ故障による購入経費の増額を行うものです。

続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に46万8,000円を追加し、1,341万5,000円にしようとするものです。内訳は、燃料費の増額と委託料の執行残を整理したものです。

続いて、9款3項2目教育振興費、既定額に60万円を追加し、2,318万円にしようとするものです。内訳は、今年も中体連の全道スキー大会に生徒の出場が見込まれるため参加補助金の計上を行うものです。

続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額から67万円を減額し、1,546万5,000円にしようとするものです。内訳は、コロナ禍により実施できなかった事業の謝金及び巡回小劇場が国費指定補助対象事業になったことにより謝金の不用額が生じ、整理したものです。

37ページになります。続いて、9款4項2目社会教育施設費、既定額から13万8,000円を減額し、797万1,000円にしようとするものです。内訳は、委託料の執行残の整理と生活改善センターカラオケ機器使用カード購入費用の不用額を整理したものです。

続いて、9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額から3万1,000円を減額し、324万円にしようとするものです。内訳は、報償費の執行残を整理したものです。

続いて、9款5項2目体育施設費、既定額に22万8,000円を追加し、4,879万5,000円にしようとするものです。内訳は、委託料、車借り上げ料の執行残の整理と体育館改修に伴う需用費及び備品購入費の増額を行うものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） これで昼食休憩に入ります。

午後 0時07分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

特別会計予算書の6ページをお開きください。2、歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から2,000円を減額し、1,921万8,000円にしようとするものです。内訳は、歳出予算の減額補正に伴い減額となるものとなっています。

次に、7ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から2,000円を減額し、456万7,000円にしようとするものです。内訳は、人件費のうち共済費について実績に基づきそれぞれ増減するものです。

なお、8ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私から介護保険課所管の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

6ページをお開きください。2、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス等収入、既定額から59万3,000円を減じて183万1,000円にしようとするものです。内訳は、訪問介護報酬の利用回数が減ったことによるものです。

1款1項2目地域密着型介護サービス費収入、既定額から43万7,000円を減じて648万7,000円にしようとするものです。内訳は、地域密着型介護サービス費収入で利用回数が減ったことによるものです。

1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1目介護予防・日常生活支援総合事業費収入、既定額から50万3,000円を減じて80万5,000円にしようとするものです。内訳は、訪問型サービス事業費及び地域密着型介護サービス費の利用者数が減ったことによるものです。

1款3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、既定額から8万3,000円を減じて118万円にしようとするものです。内訳は、1節現年度分居宅介護サービス自己負担金で訪問介護自己負担金、3節、現年度分地域密着型通所介護自己負担、5節現年度分介護予防・日常生活支援総合事業自己負担金の利用者数が減ったことによるものです。

8ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に251万9,000円を加えて3,889万6,000円にしようとするものです。一般会計繰入金の増額でございます。

続いて、9ページを御覧ください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額から15万2,000円を減じて70万3,000円にしようとするものです。内訳は、通所介護等給食サービス利用料で利用者数の減によるものです。

続いて、10ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額から4万3,000円を減じて4,441万円にしようとするものです。内訳は、4節共済費を実績により7万円を減額、8節、会計年度任用職員費用弁償を3万3,000円の増額、10節、消耗品費1万2,000円を増額、12節、草刈り委託業務の執行残1万8,000円を減額しようとするものです。

続いて、11ページを御覧ください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額に79万4,000円を加えて501万8,000円にしようとするものです。内訳は、

10節需用費で消毒、清掃用の消耗品費3万円の増、ボイラー燃料代単価高騰により87万8,000円の増、12節、給食サービス事業委託料で利用者数の減により11万4,000円を減額しようとするものです。

12ページからの補正予算給与費明細につきましては、後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

6ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に600万4,000円を加えて3,432万1,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節、一般会計の増額でございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から1万6,000円を減じて875万9,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、4節共済費で1万6,000円の減額、これにつきましては実績による減額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に600万5,000円を加えて8,221万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、10節需用費で43万円の増額、これにつきましては簡易水道施設の修繕費の不足が見込まれるための増額でございます。14節工事請負費で179万3,000円の増額、これにつきましては簡易水道維持修繕工事に設計変更が生じたため増額するものでございます。15節原材料費378万2,000円の増額、これにつきましては都簡易水道施設にあるろ過膜の汚れがひどく、膜を9本新たに購入するための増額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、2目利子、既定額に1万5,000円を加えて154万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、22節償還金利子及び割引料で1万5,000円の増額。

10ページからの補正予算給与費明細書については、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第1号）でございます。6ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から8,000円を減じて5,229万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の減額でございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から1万6,000円を減じ、477万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、4節共済費で1万6,000円の減額、これにつきましては実績

によるものでございます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、既定額に8,000円を加えて305万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、22 節償還金利子及び割引料で8,000円の増額。

9 ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思っています。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第58号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第58号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長には湯澤幸敏議員をお願いいたしたいと思いますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

◎日程第17 議案第59号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第17、議案第59号 落合ダム親水広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案第59号の説明をさせていただきます。

議案第59号 落合ダム親水広場の指定管理者の指定について。

落合ダム親水広場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月16日提出、赤井川村長。

記といたしまして、1つ目が指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称でございます。所在地は、赤井川村字落合426番地2、名称は落合ダム親水広場でございます。

2として、指定管理者に指定する団体の主たる事務所の所在地及び名称でございます。所在地は、赤井川村字常盤128番地1、名称は株式会社NewKRH代表取締役、丹波文彦。

3としまして、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で

ございます。

業務計画書につきましては、次ページ以降に添付しておりますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

この件につきましては、キロロの経営譲渡ということがありまして、今回1件のみ来年に向けての指定ということで議決を求めるための提案でございます。11月の22日付で契約に基づき引継ぎが完了していることを登記簿謄本等で確認をしておりますので、計画書においてはキロロホールディングス株式会社ということで申請が上がっておりますけれども、経営譲渡がされたということをきちんと確認させていただきましたので、指定管理者を株式会社NewKRH、ニューキロロホールディングスということで提案させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 落合ダム親水広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第59号 落合ダム親水広場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（岩井英明君） 再開いたします。

◎日程第18 同意案第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、同意案第3号 赤井川村監査委員の選任につき

同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案を提案させていただきます。

同意案第3号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年12月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名については大西敏典、生年月日は(生 年 月 日)、住所については(住 所)でございます。

略歴表が次ページに載っております。氏名は大西敏典、生年月日、(生 年 月 日)、年齢、性別については(年 齢)の男性でございます。住所については、(住 所)、新任期につきましては令和4年3月10日から令和8年3月9日までの4年間でございます。最終学歴は、(最 終 学 歴)を卒業しており、主な職歴は(職 歴)に就職し、主な公職、社会活動歴としまして(公 職、社 会 活 動 歴)参考として、現の旧任期、今の任期が平成30年3月10日から令和4年3月9日までの4年間の任期で現在任に当たっていただいております。

大西敏典さんにつきましては、活動履歴、公職履歴にもありますように行政業務全般について高い見識を持ち、特に財政についても明るいということで今日までも監査委員としてお願いをしてまいりました。引き続き大西さんに新任期についてお願いをしたいというふうに考えておりますので、ご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第3号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第3号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第3号 赤井川村監査委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大西代表監査委員に申し上げます。ただいまの同意案につきましては、同意されましたことをご報告申し上げます。

◎日程第19 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第19、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への支援体制について質問いたします。

9月の定例会でも質問いたしましたが、ご答弁いただいた内容については新聞報道等で伝えられている状況とかなり相違があるように思われました。オミクロン株の感染拡大への懸念、第6波への備えが叫ばれる中、なお必要なテーマと考え、確認の意味も含め、再度質問いたします。

テレビ等で他市において必要な買い出し等を職員が行っているという情報を見ましたが、それは市が保健所を持っている場合に限られると思われそうですとの答弁がありました。保健所を持たない多くの市町村で独自支援が実施されていたことは、報道や各自治体ホームページ等の情報で広く伝えられており、明らかだと思われそうです。答弁の根拠に疑問が持たれます。

2点目として、現状のシステムにおいて村は個別対策が取れないとの答弁がありました。前述のとおり、情報共有が難しい中でも実際には多くの市町村が独自の取組を行っていました。報道から、また道の担当者にも確認したところ、保健所から療養者に市町村の支援窓口を伝え、自ら申し込んでもらう方式や本人の同意を前提に保健所から自治体に支援を要請する方式が可能のようです。国も都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うよう、8月と9月の2度にわたる文書によって促しています。現状のシステムは、自治体としてやろうと思えばできるものだと考えます。個別対策が取れない理由

にはならないのではないのでしょうか。

3点目として、村としては陽性者、濃厚接触者の情報は関係機関等において共有されていませんとの答弁がありました。そのため、村として子供や要介護者の受入れ等の療養対応はできる仕組みではありませんと続きましたが、これにつきましても道は介護サービスや障害者ケアなど市町村のサービスを受けている人が感染した場合、本人の同意を得た上で自治体に個人情報を連絡しているという新聞報道、これは北海道新聞の今年の9月21日の記事です。その記事との整合性について疑問が持たれます。

以上3点について整理してご説明ください。

そして、改めて村として自宅療養者の支援体制をどのように整備していくお考えか伺います。医療資源に乏しい地方だからこそ、感染が落ち着いている今のうちに体制を整え、周知し、少しでも住民の安心につながるよう努めるべきではないのでしょうか。現行の保健所の対応としても電話などでの健康観察、自宅療養セットの提供等がされていますが、自宅療養者の支援としては必ずしも十分とは言えません。万が一感染が拡大し、保健所の対応が追いつかなくなった場合にはなおさらだと思います。日々の健康観察、食料品や生活必需品等の調達代行、配食サービス、家庭ごみの戸別収集など、大きな予算を必要とせずとも基礎自治体ならではのきめ細かな支援が可能な分野だと考えます。もちろん本人の同意が大前提ですが、役場の担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、診療所等が連携して支援に当たれないものでしょうか。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 能登議員のご質問にお答えさせていただきます。

9月の定例会での答弁について疑念を抱かれているとのことですが、原則として今現在も濃厚接触者や新型コロナウイルス陽性者に係る個人情報には町村には共有されておらず、後志総合振興局管内では俱知安保健所長の権限と判断により全て保健所が対応してきています。これまでにPCR検査結果が出る前に熱が下がらない事案で、緊急性が高いが、俱知安保健所、以下保健所と言いますけれども、では即応が困難であった際に保健所から町役場に依頼し、市販の薬などを届けたという事案が管内で1例あったと確認していますが、保健所が動くことが基本となっています。ただし、保健所からの協力要請があった場合など特殊な状況においては、都度対応を協議するといった状況は現在も変わっておりません。

なお、議員の質問にある保健所から療養者に市町村の支援窓口を伝え、自ら申し込んでいる方式につきましては、濃厚接触者に対して保健所が実施する法定検査、PCR検査の際に検査対象者へ支援内容を記載したチラシ配布を保健所に依頼し、希望者が町役場に申し込み、支援セット、数日分の食品などを支給してもらう取組であると確認しています。これに対しても自宅療養中となっている陽性者については、全て保健所が対応しており、町村が直接対応した事例はございません。また、本人の同意を前提に保健所から自治体に支援を要請する方式については、先日今後の感染拡大に備えて保健所と町村との連携につ

いての協議が始まっております。その際に保健所が求める町村の対応として、陽性者の自宅療養者に対する計測機器の配付に限るということで、計測機器というのはパルスオキシメーターや体温計でございます。健康観察が困難な濃厚接触者に対する健康観察が挙げられており、現在詳細について内部検討を行っているところです。保健所の方針としては、陽性者への具体的な対応は全て保健所が行うものとして従来と変わっておらず、町村に協力要請する場合の支援対象についても必要性については保健所が判断することとなっています。

関係団体との連携につきましては、コロナウイルス感染症対策においては個人情報の管理徹底が重要であり、情報の拡散が差別や偏見、孤立を生む事例も報告されていることなどから、陽性者等に関する情報の共有者は必要最低限にとどめるべきであることを保健所とも確認しており、その観点からも現状で村内他事業所との連携する取組は適切ではないと判断しています。

いずれにしても、村内における陽性者への対応は、保健所と十分連携を取り、特に自宅療養の場合は現行の法律等に沿って進められている俱知安保健所長が求めるルールの中で本人の意向を尊重する対応を図っていくことを基本と考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、疑問点3点について整理してご説明くださいとお願いしたのですが、頂いた文書ちょっと整理されていなくて漠然としているので、もう一度改めて1点ずつきちんと答えていただけるでしょうか。

1点目の前回の9月の答弁内容についてですが、市が保健所を持っている場合しか職員さん等が支援をしていないのか、そういう状況を改めて調べていただけましたでしょうか。調べていただいた上で、そうであると今も思われているのでしょうか。

また、2点目についても自治体としての個別対策は取れないというお答えですが、答弁の中にも保健所の方針であるとか、保健所が求めるルールの中でしか行えないような、そう考えていらっしゃるという印象を持ちましたが、それについても国の通知、市町村と連携を強めなければならないといった国の方針ともちょっと整合性が欠けると思うのです。それについても改めて確認したいと思います。

3点目につきましても新聞記事、道新の記事ですと道としては介護サービスや障害者ケアなどのサービス利用している方については個人情報連絡しているという文面でしたので、その3点きちんとクリアにして答えていただきたいと思います。

そして、改めて村として、保健所が対応しているといってもやはり限界があります。最低10日間自宅療養という中で保健所から届く食料や日用品などは必要最低限、食料は大体レトルトやインスタントのもの、普通に生活していてもそれがずっと10日も続いたら大変になってしまうようなものだと思います。また、アレルギーにもその食品は対応していな

いということですので、アレルギーなど、また疾患持った方などは本当に日常の生活にも困っている状態になってしまうと思うのです。その辺やはり村としてどのように考えているのか、その上で保健所だけの対応に任せておいて本当に十分なのか、その点改めて考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 同じような答えになるとは思いますけれども、まず1点目については保健所を持っている場合に限られると思われましてという回答については、その時点で我々が確認したところでは保健所を持っているところで今回の後志の保健所がやっているような格好で保健所の所長の権限でやっているということでの情報がありましたので、そういうふうな答弁をさせていただいていますので、その辺は変わらないというふうに思っております。

あと、2点目の現状のシステムにおいて村の個別対策が取れないというのは、先ほど答弁したように保健所長が権限とルールの下において進めているということなので、今協議をしております中でも確認をさせていただくと、倶知安保健所としては基本的に倶知安保健所で対応するので、各町村にお願いすることというのは今協議している2点の部分のみで、あとはケース・バイ・ケースで緊急など保健所が動けないときには改めて個別に相談させていただくということになっていますので、そこについても特に答弁の内容と変更はないかなと。ただ、8月、9月の2度にわたる国からのということで、これに基づいて道が要するに各町村と協議を進めるということで今協議に来ているのだと思いますので、これについては先ほど答弁したように村の中でも検討をさせていただきながら、保健所と連携取れる分についてはきちんと連携を取っていきたいというふうに考えております。

あと、介護だとか、そういった部分についても村のほうで独自にそういった部分動けるというものではないというふうに保健所で確認をしておりますので、保健所からの指示で特例的にまた動いてくれということがもしかしたらあるのかもしれないけれども、そこについてはまた個別に協議をさせていただくということなので、ただ、今のところそういった事例がないので、協議が来ていないのだろうというふうには思いますけれども、協議が来た場合には我々もそれに対して対応を考えていかなければならないというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 再々質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今の再質問への回答ちょっと抜けている部分がありましたので、最後のほうで村として保健所の対応で十分と考えているのか、その点お聞きしたいのと、あと1点目の疑問点に対して9月の定例会の回答の時点で確認して情報を集めた上でお答えになったという答えでしたが、だとしたら情報の集め方がかなり浅いといえますか、私も情報をそんなに、一般的にインターネットやほかのメディアで流れている情報しか得る

ことできない立場ですけれども、それだって各地の新聞記事だとか、あと自治体のホームページ見ればやっているの分かるような状況でした、9月の時点でも。なので、やはり情報ちゃんと、一般質問で答えられるのですから、もうちょっと裏取りして本当に正しいのか、裏づけとなる情報きちんと集めた上で答えていただきたい。情報確認をどこで行ったのか分からないですけれども、それではちょっと不十分だったのだなという理解を今しております。

その上で、先ほど答弁漏れていた部分、村として保健所の対応で十分と思っているのかどうか、それについてお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 今情報の取り方が浅いのではないかと、どこから取っているのだという話ですけれども、我々は別によその府県にいるわけじゃなくて北海道に住んでいますし、管轄は後志総合振興局の倶知安保健所管内でいろんなことをやっていかなければならないと。その倶知安保健所の所長の法に基づく権限とルールに基づいて我々は動いていると。先ほど言ったように、町村が支援をする、管内でも1件あったようですけれども、物を届けると、PCR検査が出るまでは。それもそういった対応している町村はあるというふうには伺っていますけれども、その内容も今はPCR検査2時間ぐらいで結果出ますけれども、当時は3日ぐらいかかると、その段階でどうなるか分からないので、自宅待機をしてもらうのに陽性者でないと保健所のほうでは日用品を届けていなかったもので、町村のほうでそういった窓口を置いて本人から連絡をもらってやったと、今現在は2時間で結果が出るので、そういった部分の対応はほとんど事例がなくなっているというのは伺っております。いずれにしても、我々が勝手に動ける話でもないし、例えば医療関係だとか、そういった部分に関しても調整は全て保健所がやるという中で専門的な知識を、今回の今協議している内容についても濃厚接触者の確認行為については、健康管理とかについては専門職にしてくださいというような協議が来ていますので、そこでいうと、うちの村でいうと、専門職というと保健師になりますので、保健師がそういった対応していかなければならないということなので、今その内容について内部的に検討しているという状況であります。

村それで十分なのかと言われましても、自分たちで動けるところには限界がありますので、あくまでも保健所と協議をしながら進めていくと、保健所の相談があった中で我々は動かざるを得ないという状況にあることを別にご理解いただかなくてもいいですけれども、状況としてはそういう状況なので、あくまでも倶知安保健所長のルールの中で我々は動かざるを得ないということでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

続きまして、連茂君。

○1番（連 茂君） 質問始める前に、先日僕のほうで体育館のほうの器材が新しくなったので、体験してきました。とってもランニングマシンにしても新しいもので気持ちよ

く体を動かすことができました。僕の周りの仲間なんかもすごくよくなったというふうに聞いていますので、教育委員会のほうにお礼というか、真っ先にコロナ対策費も含めてですが、着手していただいたことにお礼をお伝えしたいと思います。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。教育行政の中でも学校教育に対しては、特色や個性を出すのはとても難しいものです。それは、法の下にひとしく教育を受ける権利が認められているためで、都会だろうが田舎だろうがひとしく教育を受けられるという理念に守られています。しかし、全国にある各学校は、教育に地方独自の特色を出す努力をされているのではないのでしょうか。自然、経済、環境（地域性）など、それぞれの地域が抱えるテーマが学校全体に浸透し、子供たちの成長に影響を与えるものだと考えています。そういう意味では、赤井川村の学校教育には都会にない魅力や自然の中でしか発見できない可能性があると言っていいのではないのでしょうか。そんな赤井川村で育った一人が11月17日の北海道新聞に紹介されました。バイアスロンでオリンピックを目指す福田光選手のことです。自衛隊体育学校に所属し、現在北京オリンピックの出場を目指し、海外を転戦しています。これからのレース結果次第ですが、オリンピック候補として頑張る彼女の活躍を楽しみにするとともに、出身者として特別な思いで応援していきたいところです。今回の質問では、福田選手をはじめとして、多くの優秀な選手を生み出したクロスカン트리スキー少年団とそれ以外のスポーツ活動団体にもスポットを当ててご紹介と問題点、さらには要望を含めて質問させていただきます。

まずは、クロスカンントリー少年団についてです。御存じの方もおられると思いますが、私が指導者として関わった10年、9年連続で9名の選手が全国の中学校スキー大会に出場することができました。関わっていただいた全ての先生、そして父母の皆さんのおかげであることは自明なことです。この間時代の大きな変化とともに少年団の姿が大きく変わることになりました。一番大きな変化は、教員の関わりでしょう。2015年頃から教員の過重労働が見直され、2019年には加速度的に働き改革が進み、放課後の活動や中学生の部活動の形態や質、見直されてきました。当然教師の役割は多岐にわたり複雑です。さらに、努力は多忙を生みます。それらを軽減し、本来ある教員としての仕事、特に授業を充実させるためには仕方がない判断だと理解しています。ただ、その分少年団とのつながりが薄くなり、活動は練習時間を制限するか保護者の負担を増やすかのどちらかを選択することを余儀なくされました。現在保護者が中心になって活動するクロスカンントリースキー団を現在どのように見ていただけるか、さらにこのままでいいものか、教育長の率直な考えをお伺いします。

指導にも一定のルールは必要で、特に成長期における身体の負荷はその後の健康にまで影響を与えるものです。だから、指導には知識や経験が必要なことは言うまでもありません。指導者の満足だけを生徒に転嫁させたり、親の期待が過剰な練習を生み出す場面を見る機会が幾度もあり、私なりに10年間悩みながら選手の能力を引き出すために指導の立場、知識、経験を積み上げてきました。でも、いつも根拠なき指導に不安が付きまとい、

シーズンになると眠れない日が続いていたのも事実です。当然スポーツの指導に答えなどはないものですが、抱えた問題を明確化できない原因の一つとして組織の在り方に問題がないでしょうか。

実際にクロスカントリースキー少年団という名称で呼んでいるため、多くの人はスポーツ少年団の活動の一環として認知されているようです。しかし、実際には少年団とは名ばかりで、日本スポーツ協会への登録はない、つまり任意の団体ということです。日本スポーツ協会は、スポーツ少年団に対しスポーツを通して青少年の心と体を育てる組織を地域社会にというスローガンを掲げています。指導者の育成や発掘もそうですが、安全性、食事指導、他団体との連携などの活動は多く、それらが基礎をなし、指導者同士の連携や生徒と指導者の信頼、そして親との円滑な運営がなされるものではないでしょうか。既に私もこの問題とは幾度となく向き合ってきました。過去には、教育委員会としても検討した経過があると聞いていますが、ここ数年の時代の変化とともにこのままなるようになると放置していいのでしょうか。過去の活躍を鑑み、持続可能な団体としての見通しが必要な時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

次に、総体的なスポーツ少年団の活動について伺います。15年前小学3年生以上を対象に陸上サークルという団体を設立しました。当時は、クロカンを行う生徒のための夏場のトレーニングの一環としてつくったものですが、その後熱意ある指導者に恵まれ、その中から全国大会に出場する選手が出たことは記憶に新しい出来事です。陸上サークル以外にも卓球、バドミントン、野球、サッカー、アルペンスキー、武道などが時限的に発生し、親の熱意と赤井川村で育つ子供たちの素直さで、結果、素晴らしい成果を残していると記憶しています。子育てをする親は、自分の経験を生かした多種多様なスポーツをする機会を求めるものです。生徒数が少ないため、不安定な活動の中で増減を繰り返しながら続けています。やりたい親がやりたいようにやらせておけばいいというのでは、村づくりとしては残念な気がしてなりません。村の独自の教育行政として一歩踏み出して考える必要があるのではないのでしょうか。

日本スポーツ協会は、中学生以上は単一型、小学生には複合種目型のスポーツが理想だと示し、トレーニング、休息、栄養の3要素を兼ね、走る、跳ぶ、投げる、蹴るなどの基本動作を学ぶ活動を求めているのです。理念に近づけるには、様々な課題がありそうですが、持続可能なスポーツ組織があれば、それが赤井川村の魅力となり、赤井川村で子育てがしたいと思える原動力になるのではないのでしょうか。

特色ある教育行政は、村の魅力となり、住民人口にも影響を与えるものです。国は、少子化対策としてばらまきとも思えるような経済的支援がなされているのに対し、経済支援は果たして効果があるのかという問題を医師であり、統計学や公衆衛生学を学んだハンス・ロスリング氏の名著「ファクトフルネス」の中で所得が増加し、経済的な有利性が生まれると子供の減少を招くのだと数字、ファクトをもって力説しています。村の課題として、子供の出生数を増やすには限界があります。ただ、赤井川村で子供を育てたいと思う

人を生み出す可能性は無限です。教育行政の範囲を超えた内容が含まれますが、学校統合を見据える前に共働で地域の子供たちを育てるという観点からも着手していく作業だと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、指導者として一線を退いた私だからこそ言えるクロスカントリースキー少年団の現状を紹介しながら、小中学生が行うスポーツ活動の改善点をご紹介します。村の協力もあり、盛大に行われるカルデラ赤井川村クロスカントリー大会、実際に管内で一番大きなトロフィーが並び、管内一たぐさんの景品を出し、餅まきまでしていただき、関わる者としては心から感謝しています。しかし、現実を見ると、クロスカントリースキーは経済的な負担を家族に負荷し、取り巻くたぐさんのボランティアの協力を得て成り立ってきました。ただ、それにも限界があります。昨年購入していただいたコースを造るためのスノーモビルすら決まった格納場がなく、夏場は個人に預かってもらっている状態です。さらに、細かく見ていくと、スキーの手入れをする場所はどさんこ農産センターの倉庫の一部を間借り、また決まった練習のコースもないためにヤドカリのように場所を変えながら行い、授業帰りに集まる生徒、特に中学生は勉強道具を入れたかばんや履いていた靴は雪の上に置いて練習をする、練習後は雪に埋もれて冷たくなった靴を履いて帰ることもあります。また、体調が悪くなったり、けがをしたり、寒さで震え、冷たくなった体を温める場所もないのが現状です。そのため、多くの父母が練習に付き添い、安全に練習を行うために協力し合っていますが、実はそれが負担で子供たちの参加を敬遠する父母がいるのも現実です。このような状態は、設立前からあった問題だと聞いています。だから、気づいていても見ないようにしてきました。十数年前のように、根性で進めていけるような時代なら許されていたものも、やはり時代とともに窮屈に思えてくるものです。大会の華やかさと日頃のトレーニング、スポーツの世界でのギャップは当然のことです。しかし、僕たちの抱えている子供たちとの練習というのは、プロの仕事ではありません。小中学生のスポーツだからこそ、スマートで誰もが楽しめる環境の整備が必要ではないでしょうか。クロスカントリースキーは、一部特殊な面もありますが、様々なスポーツ活動で抱えている問題をしっかりと拾い上げ、抱えている問題を可視化し、将来赤井川村を担ってくれる青少年の発達のためスポーツ活動の改善をご検討いただきたいと願います。ちょっと長くなりましたが、教育長のお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 連議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ご質問ありがとうございます。まず最初に、質問を整理させていただきます。前段学校教育には特色が必要であることに触れられて、続いて卒団生が活躍しているクロスカントリースキー少年団の在り方について、大きく4点について問われています。1点目は、まずはクロカンの少年団について、現在教員が関わりなくなり、保護者が中心になって活動しているが、これをどう見るか、このままでよいのか、また少年団と称してはいるも

のの日本スポーツ協会への登録はしていないと、つまり日本スポーツ少年団に属さない今の少年団組織の在り方には問題があるけれども、放置してよいのかという点。2点目は、親は自分の経験を生かしたスポーツの機会を求めるものであるが、生徒数が少ないために不安定な活動の中で増減を繰り返している現状があると、行政として一歩踏み出し、牽引する必要があるかどうか。3点目は、2点目と関連するところではあるかもしれませんが、学校教育や行政がスポーツ少年団の内容をリードし、共働で地域の子供たちを育てることが必要と考えるが、どうであるか。4点目については、クロスカントリースキーは経済的な負担を家庭に負荷しており、スノーモビルの格納場所、スキーの手入れ場所、決まった練習コース等がないということ、また子供は授業帰りにかばんや靴を雪の上に置いて練習している状態であると、かつ体調不良やけがの対応場所がないために父母が練習に付き添い、それが負担で子供の参加を敬遠する者もいるという実態を示され、十数年前なら許されたことであろうが、窮屈に思えると、スポーツ活動の改善の検討を求めるという趣旨であると受け止めました。以下、回答いたします。

まず、1点目、教職員の関わりのことが主であるかなというふうに思いますが、まず公立学校職員の職務内容については質問にも言及されていますが、本務に少年団指導はございません。教職員がスポーツ少年団の指導に関わることは、地域の人材として依頼されて関わるものであって、他の少年団指導者と同様にボランティアで行っているものであります。したがって、教職員個人と少年団、もしくはその父母会、あるいは育成会との信頼関係の上に成り立っているものであります。少年団組織の在り方については、本村では一部有志が中心となって道少年団本部から講師を招聘して認定養成講習会を開催しまして、平成9年、日本スポーツ少年団赤井川本部を開設し、村内各団に加盟参加を呼びかけたところです。本村各団体においては、これまでそれぞれ独立して少年団活動を行ってきており、団員の登録の必要人数、これは10名以上なのですが、だったり、認定指導者、これは2名以上ということになっていますけれども、の配置や講習の受講、それから本部会費納入、恐らく道、後志入れると2万円です、が必要となることもあり、1団体が登録したのみであります。現在は、その団体が赤井川村スポーツ少年団本部を担っているという状況です。組織化についてですが、前任教育長時代から必要性がある場合、また今後必要性が出た場合に申出をいただくよう各団体に声かけをしているところですが、求める声は各団体からは出ていない状況であります。また、各団体の組織化のニーズは、そういうことから現在ないものというふうに考えています。

2点目、3点目、これは学校や行政の関わり方についてですが、スポーツ少年団は社会教育法に学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を行う公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものと定義されました社会教育関係団体の一つで、これはスポーツ少年団規約に子供たちが主体的にメンバーとして参加し、自由時間に地域社会でスポーツを中心としたグループ活動を行うと規定された団体であり、その目的は団員が活動を

通じて喜びや楽しさを体験し、仲間との連携や友情、協調性や創造性などを育み、よき社会人として成長するということを期待しているものであります。したがって、学校や行政がその活動を決めてリードすることは、社会教育、スポーツ少年団の趣旨やあるべき姿とはかけ離れるものであり、かつ特定の少年団に限定した支援は公的な機関としての教育委員会として行うべきではないと考えているところです。

4点目、スポーツ活動の改善点についてですけれども、クロスカントリー少年団の活動においてスノーモビルの保管ですとか活動方法、さらには本来学校帰宅後に学習用具を置いて参集すべきことがなされていない場合には、いずれも適正な保管、活動を前提に補助金を交付しているものであると同時に、学校の通学規則にも関わるものでもありますから、ご指摘の状態があるということであれば、それを確認させていただき、適正な保管方法、活動方法について団体に対してこの部分では指導しなければならないというふうに考えるものです。

最後に、スポーツ基本法では、その第2条、基本理念の中にスポーツは自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として推進されなければならないとありますが、各団体の自主性を尊重しながら、その活動を応援するというのが本村社会教育行政推進の基本方針であります。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

連茂君。

○1番（連 茂君） ご回答ありがとうございます。何点か再質問させてください。

1 ページ目の求める声は各団体から出ていない状況であり、各団体の組織化のニーズは現在ないものと考えているという、これあまりにもすごく不親切な回答だなというふうに思います。少年団って小学生って必ず6年生は次中学生になるし、中学3年生は翌年になったら基本的には高校生という形で出ていく、一年一年が子育てのスパンと考えるべきだと思います。何年か前にそういうふうな働きがあったから、今はそういう要望がないとか、ニーズがないとかというふうに決めるのはちょっとおかしいのではないかなというふうに思います。その辺どう考えていられるかお答えください。

あと、学校や行政がその活動を決めてリードすることは、社会教育、スポーツ少年団の趣旨やあるべき姿とはかけ離れるものであるというふうなことがありましたけれども、質問の最初に言ったとおり地域性だとか、そういうふうな行政の関わりというのは各団体でやっぱりあるものではないでしょうか。それが地域性を生むと考えて僕はいいのではないかなというふうに思っています。この赤井川村に例えばではクロスカントリースキーにシフトしてくれとか、そういうふうなことではなく、特に放課後学校が終わってから小学生とかだったら3時間、4時間という時間があるわけです。外で遊んだりする時間の中で、特に今世界的には非認知能力というのを求められているみたいですが、学校教育だけで点数をつけるものではなくて、一緒にみんなで体を動かしたり、遊んだりとかという

ふうな部分でいうと、ただ各子供たちが銘々に遊んでいるという、どうしても今僕なんか一番危惧するのは放課後になったらあずまやでゲームをしているだとか、カードゲームをしているだとかというところからもっと一步踏み出してみんなでスポーツを楽しむだとか、ある程度目標に向かって進むだとかというふうなものを地域だとか、親だとか、親は もちろんそうですけれども、地域だとかが考えるべき問題ではないかなと思っています。だから、かけ離れるというふうなことを考えているのは、ちょっと教育委員会としてどうかというふうな気がします。

それと、最後の部分ですが、その適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることが大切だというふうなことを言われていますけれども、そういうふうな面で団体というのがある程度しっかりしたものが必要なのです。ただ個人が自分の自己満足のために指導したりだとかというふうなことというのは、決してあってはならない。ただ、その裏づけとして何が必要かという、やはりそういうふうな部分のテクニク的なものだとか、知識だとか、そういうふうなものがちゃんと裏づけがあって子供たちの指導に当たるべきだと思います。それが今なされていないというよりか、各指導者たちはそれを気にはしているけれども、何も裏づけがないというふうなことをちょっと僕は問題視したいなと思っています。

その3点、すみません、お答えください。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 1番目の質問、2番目の質問、3番目の質問もちょうと関連することになるのかもしれないのですが、ニーズや要望の部分に関して、2番目に少年団そのものの在り方のことも含めての話になるかなと思いますが、まず最初に基本が少年団活動って何かというところ、その部分、これ社会教育関係団体の定義で法人であると否とにかかわらず、公の支配に属さない団体であるということ、これが社会教育法に定められた社会教育団体です。スポーツ少年団もそういう団体です。この公の支配に属さない団体というのはどういうことかという、憲法第89条の解釈に伴いまして国または地方公共団体が当該団体の組織、人事、事業、財政等について関わりを持たないということを言っています。ですから、社会教育は、本来自発性、自主性を基本とするものであるということが大前提です。それで、今一般質問の中にもちょうとお話しされた話の中で「ファクトフルネス」のお話もありましたが、チンパンジーテストによる10の思い込み、TEDトークのエビデンスに、そのファクトに基づく判断については全く私も同感するところではあります。ただ、法令に基づくのがそれ以上に行政でありまして、社会教育団体が今言ったように公の支配に属さない団体であるということ、それから国及び地方公共団体は社会教育法第12条にいかなる方法によっても支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならないということになっています。ですから、これはあくまでも自主的、自治的な活動がそこに行われているということがまず大前提としてあります。それで、議員も御存じかもしれませんが、社会教育に関してはノーサポート、ノーコントロールの原則というのが言わ

れていまして、実は国及び地方公共団体は社会教育団体に対して補助金を与えてはならないという、そういうような社会教育法のスタートでありました。これは、先ほどの憲法89条の解釈がある程度幅広く解釈されることになって接触しない事業については補助金の支出が可能になっています。ですから、私たちも社会教育団体に対して補助金を出しているというところになっています。これを履行する上では、社会教育委員の意見聞くことも義務づけられていますが、いずれにしても社会教育団体の関わりについては行政は強制権を及ぼしてはならない、そしてその監視を常に委員が行うというような状態になっているということです。ですから、この団体に関わる関わりについては、あくまでも団体の人たちが、先ほど議員もおっしゃっていましたが、地域あるいは保護者がみんなで考えていくべきようなことであろうというふうに、そういうふうに認識してございます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 再々質問ですか。

連茂君。

○1番（連 茂君） ちょっと聞き取れない部分もあったのですが、確かに少年団の親に何か要望はないかと聞くと、やはりお金をくれではないですが、例えば道具がないから、これを買ってほしいだとか、何々を買ってほしいだとかという金銭的な補助を求めるようなものが大多数で、それに関してはなかなか今言われたように1つの団体に対して補助するというのは無理だというふうなものは僕は十分分かっていると思うのですが、ただベースをつくってあげるということは僕はできると思うのです、行政が行うものとして。ベースをつくることを特に、それが今のただクロスカントリースキーだけでいいのかとかということではなくて、いろんな他団体を含めてしっかりとしたスポーツ団体というものを僕はつくるべきではないかなというふうに思っていて、今回この質問になっているということです。特にほかの市町村がやっぱり見えるのです。ほかの市町村ではこうやっているだとか、あそこはこうやっているだとかという、例えば1つ例を出させてもらおうと、以前から僕教育委員会には言っていたことなのですが、ジュニアオリンピックカップというのは全額各市町村が出している地域もあれば、全く出していない地域もある、それを同じようにしてくれというわけにはなかなか各地域によって違うから難しいというのは僕も今までアプローチした中で理解はしていますけれども、ただ村を背負って出る子供に対してはやはり補助してもいいのではないかなというふうに思ったりしているわけです。そういうものが各少年団見えないところで不満になったりだとか、それが住民の不満につながる、なおかつ学校の先生がいたらまだ風通しがよくなったりするのですけれども、閉鎖的な中でいくとすごく風が通らなくて、それが悶々とした形で住民の不満として終わってしまうというのはすごく僕は怖いというふうに思っています。僕の質問に対する回答はいただいたので、その辺も含めて一番最後に書いたスポーツ団体の活動に対してできれば一歩でも二歩でも踏み込んで考えていただければという要望を含めて質問終わりたいと思います。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ありがとうございます。励ましの言葉もいただいて、ありがとうございます。少し長くなるかもしれませんが、今お話あった活動、先ほどの補助金の部分でいいますと、うちの村としてはスポーツ活動に対する補助金についての基本的な考え方として学校の教育活動との関わり、例えば部活動の部分ですけれども、冠大会とかに実際は補助金を出していないのです。これは、学校教育活動に関わる例えば中体連ですとか、そこの関わりがあるものというのを基本のまずラインとしているというところが1つあります。

それから、学校の先生方が関わってもらうことでよりという話もちょっと出されたかなというふうに思いますが、教職員の関わり方の部分については指導者としての関わり方については先ほどお話しさせていただいたとおりですが、今回の質問の中にもありましたけれども、学校教育の特色ある学校教育という部分でのお話もされていて、最後のお話はそこにも関わることなのだろうかということだと思いますので、そこについて回答させていただきますと、本村の学校教育というのは公教育であります。この公教育というのは、組織的、計画的に進められるものでもありますし、その教育課程というのは学校教育法施行規則によって定められました学習指導要領によって教育内容、要するに教育課程というのは定められています。当然この中は、日本国民としてつけるべき資質や能力を計画的に各学年で各教科で継続的につけていくというふうな組立てがなされているものであります。今特色あるということで地域の人材ですとか、それから地域の教材、こういうものを活用しながら子供たちが地域に誇りを持てるようなというのは同じ時間の中で行っているというような状態ではあるかなと思いますが、ただ限られた時間の中で例えばなのですけれども、ちょっとオーバーな話でいうと、掛け算の時間が10時間削られるというようなことが仮にあれば、この部分というのはもちろん積み重ねの部分の当然やるべきことがやらないで次につながっていくということになっていくということもありますので、未履修、いわゆる触法行為にもつながりかねないものにもなりかねないという部分があります。ですから、決められた教育課程の時間というのは、これは必要最低限必ず守らなければいけないということになっていきますので、そういう教育課程の中で行っていくということが前提であるということをまずご理解いただければなというふうに思っています。

それから、学校教育と社会教育というのは分けて考えなければならない部分であるかなと思いますが、あくまでもやはりスポーツ少年団というのは公の支配に属さないという、その部分が大原則としてありますので、これどういうことかという、その人たちの自主性や主体性が尊重されなければならないということですので、その自主性や主体性がより活発になるようになっていけばいいなというふうに願うものであります。

では、教育委員会としてどうなのという話になるのかなというふうに思うのですが、教育委員会としては今現在なのですけれども、様々な社会教育に関しては例えば先ほどの補助金の交付もそうですけれども、求められた場合の指導者育成の研修会ですとか、機会を

つくるためのスポーツ大会、それからスポーツ教室の開催ですとか、また子供たちの活動の意欲づけを進めるためのスポーツ表彰式の開催ですとか、こういうところで応援をしているというような状況です。決して彼らの活動をないがしろにすることではなくて、そういうふうにして支えていきたいなと思いますので、地域全体あるいは丸がかりで子供たちの力というのはつけていくことがやっぱり望ましいのだろうなというふうには思っています。ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） よろしく願いいたします。本日は、みやこ公園パークゴルフ場の整備について伺いたいと思います。

今年度パークゴルフ場内に新たにトイレを設置するなど、利用者のための整備や場内の草刈り等、景観を配慮した整備も引き続き行われており、ウオーキング代わり等、スコアを気にせず、ボールを打ち、歩き、カップインを楽しむといったレクリエーションとして、あるいは健康づくりとしての利用者にとっては十分な整備がなされているものと思われます。その一方で、少しでも打数を少なくカップインすることを目指し、練習に励む競技者に向けての整備はいかかなものか、残念ながら不十分と言わざるを得ません。特にグリーン上のカップ周囲の凸凹によって真っすぐ打ったものが予期しない方向に変わり、カップインまでに1打多く打たざるを得ない状況のホールが多々見られます。これでは競技の面白さ、楽しさといったものが損なわれ、競技として考えている愛好者の来場を減少させ、単に村内の愛好者にとどまらず、村外からの利用者にも少なからず影響を与え、利用者減といったことにならないか懸念するところです。また、村外の利用者は、みやこ公園パークゴルフ場との認識より赤井川村のパークゴルフ場との認識のほうが強いのではないのでしょうか。したがって、パークゴルフ場の整備は、赤井川村のイメージ悪化にもつながりかねません。村長は、パークゴルフ場について適正管理に努めつつ利用者増の取組を実施するとの発言をされています。適正管理とは何かを再考いただき、利用者増への取組をより一層図っていただきたいと考え、パークゴルフ場の管理、整備についての提案をさせていただきます。

維持管理業務として、転圧、施肥、目土散布、かん水、芝刈り等々行われていますが、専属のグリーンキーパーを配置できる状況ではないことから、競技者目線での整備に欠けているのではないかと、そんな声も聞かれます。よりよいパークゴルフ場を目指すために、役場担当者、管理委託会社、村パークゴルフ協会役員の3者による意見交換会を開催し、それぞれの立場での整備、修理について話し合う機会を役場主導で設けることを提案いたします。

以上を踏まえて、みやこ公園パークゴルフ場の整備について改めて村長の考えをお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、湯澤議員のご質問にお答えします。

みやこ公園パークゴルフ場の整備についてでございます。現在のパークゴルフ場は、平成6年に公園整備の一部としてスタートし、平成24年に27ホール、平成28年に現在の36ホールまで増設しております。コースの維持管理や周辺整備は、毎年地元事業者に管理を委託し、別途補修、改良が必要な部分は予算化を図り、利用者の声も反映しつつ維持に努めております。先ほど3者による意見交換会を行ってはどうかというご提案ですが、村では管理受託事業者、パークゴルフ協会とはそれぞれ別々に定期や必要に応じて打合せなどを実施していますが、3者がそろっての意見交換会は実施しておりません。3者が連携を密にして打合せをすることは、適正な管理や利用の適正化を図る上で参考となるご提案なので、次年度受託事業者決定後に向けて検討させていただきます。現在コース全体の抜本的な改修は予定しておりませんが、芝の播種も毎年実施しており、今後においても予算の範囲内でプレー環境の改善、向上を図り、村内外の利用者に少しでも喜んでいただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） よろしいですか、再質問。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 次年度は、3者会談を検討するということで、よろしくお願いします。検討しないことには始まりませんので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

その上で答弁全体を見てみると、熱量というのを感じないのです、パークゴルフ場の整備についての熱量。これは、やむを得ないことかと思うのです。村長にしても担当課長にしても、それから担当者にしてもなかなか競技をする時間というのがないだろうと思うのです。だから、どういう状況になっているのかというのは、多分御存じないかと思います。委託業者からの業務終了届にも多分そういったことはあまり詳しく書いていないのではないかなというふうに思います。そこで、現状ですけれども、一流プレーヤーではないのですけれども、一流プレーヤーになりつつある人がグリーンの状態どんなふうかということ調査をしました。丸、三角、ペケということで、丸はそんなに手を入れなくてもいいだろうということ、三角はカップが2つありますので、1つはいいけれども、1つはちょっと凸凹が激しいと、ペケは両方のカップ周り駄目だという、凸凹が多いというところで調べたところ、それから今修理しているところは5ホールあります。丸については8ホール、そんなに手を入れなくていいだろうというところが8ホールです。それから、三角の片一方のホールはいいけれども、片一方のホールは駄目だというのが大体10ホール、両方とも悪いなというところが13ホールなのです。なかなか競技をしないとその辺のところはよく分かりませんし、凸凹があつてどうなのだというふうに思われるかもしれないですけれども、先ほどの質問でも言いましたけれども、真っすぐ打ってもその凸凹によって方向が変わると、これはもう技術ではどうしようもないのです。だから、そういうところがあるものですから、その辺のところは認識をいただきたいと思います。

それから、もう一点問題点は、管理委託業者の仕様書なんかを見てみると、あまりパークゴルフ場のことについては出てきていないのです。赤井川村小公園管理委託業務仕様書の中では、芝生管理という項目で62条から66条には刈込みだとか、それから目土箇所とか、それから施肥とか、そういうの載っているのですけれども、それはパークゴルフ場なのかどうか分からないということで、これはパークゴルフ場に限ったそういう取決めみたいなもの、例えば刈り高、ラフは45ミリとか、フェアウエーは25ミリとか、グリーンは15ミリとか、大体それを超えたら刈り込むとか、赤井川村その辺のところはできているかどうかという、あまりできていないと思うのです。だから、その辺のこと、あるいはエアレーション、それからコアリングといって穴を空けて空気を送り込むとか、エアレーションについては前ゴルフ場があったときはそこで道具を借りてやっていたということなのです。それがもうなくなったものですから、今はやっていないということですので、それなんかも靴底にスパイクをつけて歩くだけでも穴が空きますので、そういうことができるものですから、その辺はちょっと工夫していただければいいかと思います。あるいは、転圧なんかも年2回だとか、そういうちょっと細かいことを、パークゴルフ場の整備を考えるのであれば発注者としてそういうことを要求して、あるいは作成して、それに基づいて整備をしていただくことにしないと、現状の仕様書なんかではそういうの出てきていませんので、それを何とかしてほしいということと、例えばパークゴルフ場の運営管理というのは公園の管理者がやることになっているのです。だから、整備を請け負っている委託業者というのは、そういうことは全く入り込む余地がないというか、なかなかそこをやろうと思ってもできないというようなこと、その業務はないのだよというふうに言われると思うのです、現状では。だから、その辺も少し改善をしていってやらないと、なかなかよくはならないと思います。管理業務処理要領ですか、その中にはパークゴルフ場の運営管理はみやこ公園管理人が行うことということになっています。では、本当の整備は誰がするのかということになってしまうものですから、その辺も少し整理をしてつくっていただければというふうに思います。少し村長の熱量を高めたいと思っていろいろ説明しましたがけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 熱量というか、失礼な言い方かもしれないですけども、僕自身パークゴルフをそんなにやっていないのと諸先輩方にパークゴルフ場を造る頃によく聞いた話は、パークゴルフというか、ゴルフもそうですけれども、自然を相手にする競技なので、多少凸凹あったり、草生えているのが当たり前なのだというふうに教えられてきた部分もあって、カルデラ公園にパークゴルフ場の穴を開けたりなんかするのもきちんと草刈ってコースがここにあるよと分かればいいのだからというふうに育てられてきたので、あまりそこに競技として参加したこともないし、競技のパークゴルフ場がどういうものなのかということは正直言って僕自身は100%認識しているわけではありません。ただ、パークゴルフ場を維持管理する上でやっぱり多くの村民が楽しんで遊べる場所であればいいという

ようなことで、あくまでも予算の範囲内で整備していくということでの考えでできていましたので、すごい競技として指定を受けれるようなパークゴルフ場にするというような熱は持っていませんので、現状としては皆さんが何とか利用しても要するにどこにカップの穴あるのか分からないだとか、普通のグリーンに行く手前に穴が空いていて、そこがカップ代わりになっていたなんていうような、そういうとんでもないようなことだけはしないようにある程度多くの方が遊べるゴルフ場であればいいというような感覚で管理を行ってきていましたので、今いろいろのお話をいただきましたので、我々も参考にしながら、全てそれをやっていくとなるとまた予算のことも出てきますので、あくまでも予算を考慮しながらそういったことも考えていきたいというふうに思っています。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

◎地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める
意見書について

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、北海道町村議会議長会より地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書が届いております。

これについては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 2時39分散会）